

会議録

会議の名称	令和7年度第2回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	令和7年11月27日（木） (午前・午後) 10時30分開会 (午前・午後) 11時45分閉会
開催場所	市役所南館3階 防災会議室
議長	森 隆知（立命館大学政策科学部准教授）
出席者	今枝 史絵（弁護士）、岩渕 亜希子（追手門学院大学 地域創造学部准教授）、奈良 幸廣（公募市民）、畠山 真悟（人権擁護委員）、森 正治（法人理事） 【5人】 （敬称略、五十音順）
欠席者	なし
事務局職員	樋之津総務部次長兼法務コンプライアンス課長、小山法務コンプライアンス課長代理兼コンプライアンス係長、南職員、小柳職員 【4人】
開催形態	○公開／非公開
議題（案件）	(1) 特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検について (市民税課) (2) 令和7年度上半期個人情報保護制度の運用状況について (3) その他
配布資料	(1) 議題(1) 資料 (2) 議題(2) 資料

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
事務局	<p>【開会】</p> <p>本日は、お忙しい中ご出席いただき感謝申し上げる。ただ今から、令和7年度第2回茨木市個人情報保護運営審議会を開催する。</p> <p>本日の委員の出席状況だが、6人全員にご出席いただいているので、茨木市個人情報保護運営審議会規則第5条第2項の規定により、会議は成立している。</p> <p>本日は、事務担当課からの諮問1件と、事務局から令和7年度上半期の個人情報保護制度の運用状況について報告させていただく。この後の議事進行は、審議会規則第5条第1項の規定により、会長に議長を務めていただく。</p>
森会長	では、議事を進める。本日、傍聴者はいるか。
事務局	いない。前回審議会にて説明したオンライン傍聴については、申込みがなかったため実施していない。
森会長	前回審議会にて、議事録の作成について事務局に公開方法等の検討を依頼していたが、今回の議事録はどのような形式で作成し、公開する予定か。
事務局	議事録を書面にて公開する予定である。
森会長	<p>【議題(1) 特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検について（市民税課）】</p> <p>議題(1) 特定個人情報保護評価に係る全項目評価書の第三者点検について審議を行う。関係課に説明を求め、議題を進めるが、その前に事務局から、本件の概要について説明をお願いする。</p>
事務局	<p>ご承知の事項ではあるが、市が特定個人情報ファイルを取り扱うに当たっては、特定個人情報保護評価書を作成することとなっている。</p> <p>また、作成した評価書の重要な変更については、公開して住民等の意見を求め、必要な見直しを行った後、本審議会による第三者点検を受ける必要がある。事務局からの説明は、以上である。</p>
森会長 市民税課	<p>次に、担当課から説明をお願いする。</p> <p>お手元の評価書の8ページ「（別添1）事務の内容」をご覧いただきたい。</p> <p>資料の実線の矢印が特定個人情報の流れであり、破線の矢印が特定個人情報ではない情報の流れとなっている。黄色の箇所が市を、ピンク色の箇所が特定個人情報ファイルの取扱いを委託している事業者を表している。</p> <p>市民税課は、図の中央に位置する個人住民税システムを使用し、個人住民税の賦課決定をしている。このシステムよりも上部に記載した内容が、住民や給与支払者、年金保険者等、自治体間や市役所内ではないところでの情報の流れを記載したもので、下部に記載した内容が、自治体間や市役所</p>

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
森会長	<p>内での情報の流れを記載したものである。今回、市・府民税申告の電子化に伴い、図の右側に、市・府民税申告書（電子）の記載を追加している。内容としては、住民がマイナポータル等から地方税ポータルシステム（eLTAX）にて申告の入力を行い、マイナポータルを経由し、市区町村へデータが送信されるというものである。この変更による修正については、評価書の36ページ「（別添3）変更箇所」に記載している。</p> <p>説明は、以上である。</p> <p>担当から説明を受け、何点か確認したいことがある。</p> <p>評価書の35ページ「2. 国民・住民等からの意見の聴取」の項目で、令和7年9月16日から令和7年10月17日までパブリックコメントにて意見を聴取したということを確認したが、何か意見は出たのか。</p> <p>特に意見は出なかった。</p> <p>承知した。</p> <p>評価書の取扱いについて、内容を事前に目を通し、大きく変更するところはないと個人的には考えているが、この審議を経て微修正があった場合はどのような手続になるのか。</p> <p>修正後、公開に移る予定である。</p> <p>修正した評価書に対して、行政的に、もう一度パブリックコメントにて意見を聴取する必要があるのか、ないのか。評価書は一旦住民に公開しているため、修正があった際に、修正があったという説明を添えて再度評価書を公開するのか、もう一度パブリックコメントを求める必要があるのか、手続を確認したい。</p> <p>微修正であれば、特にパブリックコメントを再度行う予定はない。</p> <p>承知した。</p> <p>委員の皆様、何か質問等があればお願いしたい。</p> <p>今回の内容というよりも、前回かそれ以前の会議で、税の業務そのものを日立システムズ関西支社に委託しているが、内容、つまり、個人データについて参照する必要がないのではないか、委託する際に個人情報の取扱いが生じるが、保守業者が個人情報を見る必要がない、あるいは見ることができない仕組みというのは可能ではないか、そうなると、個人情報運営審議会に挙げる対象にならないのではないかという話があったと思うが、その点についてはどういうことになったのか。</p> <p>エラーが発生した場合、対象者の税データの中で個別に確認することもあるかと思われるため、委託業者が個人情報を確認する必要があると考える。</p> <p>エラーになったということについて、全面的に何らかの形でエラーになった、あるいは、このデータがエラーになったから、それについて確認してほしいという、そういう依頼をするという意味か。</p>
市民税課 森会長	
市民税課 森会長	
事務局 森会長	
森委員	
市民税課 森委員	

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
市民税課 森委員	<p>そのとおりである。</p> <p>そうすると、点検の対象、個人情報保護の対象になるため、日立システムズにも、きちんと対応してもらう、契約上もきちんとするのが一般的だとは思うが、本当にそうなのか。いわゆる個人を特定する必要がないのではないか。あるデータがエラーになった際、その内容について個人情報や特定個人情報に該当するようなところを開示する、あるいは見る必要はないよう思うのだが。全て委託しているから全てチェックをしないといけないというような、表現はよくないが、ある意味全部お任せのような形の意識がないか。以前にも議論になったかと思うが、その辺りについての意見はどうか。</p>
市民税課 森委員	<p>おっしゃられたような、全てのデータを丸投げということは市民税課でも考えていらない。</p> <p>先ほど説明したとおり、1つのエラーが発生し、その対象者だけのエラーかどうかは分からず、同じような条件の他の者は問題ないのかとなると、その同じような条件の他の者を全部確認する必要がある。</p> <p>例えば、所得が1,000万円以上の人には何らかのエラーが発生した場合、該当する人を特定できるわけではなく、その条件に当てはまる数千の人数分を確認する必要があるとして、どうしても出てくると考えている。</p> <p>委託先に適切な対応をしてもらう、それは当然のことだと考えているため、あえて質問した。その運用をどのように行うのか、その都度十分に考えて行ってほしいという趣旨からの質問だった。</p> <p>もう一点、評価書の23ページに、人事異動や退職により権限がなくなった職員について、速やかに失効処理を行うとの記載がある。実際にはどのようなタイミングで実施しているのか。異動の発令が出て、何月何日付けで、権限がなくなる、あるいは付与されるということだが、その作業はいつ、どういった形で実施しているのか。</p>
市民税課 デジタル戦略課	<p>退職等があれば、システム担当課に起案・決裁の上報告し、システム担当課がその権限を無くすというような対応である。</p> <p>デジタル戦略課より補足する。システムでは指静脈認証を行っていて、生体認証によって本人確認の上ログインするという仕組みを設けているが、3月31日の人事発令があったタイミング、部署の変更があったタイミングで、指静脈の情報の設定変更を行っている。この指静脈の管理はデジタル戦略課が行っている。異動があれば、4月1日以降は、新たに所属した部署で、過去に所属していた部署のシステムにログインをしようとした場合、部署が違うとして、指静脈認証システムの方で弾かれるような仕組みとなっている。</p> <p>その後、市民税課が説明した手続を経て、正式な所属の方の登録をし直すことによって、そのシステムにログインする形になっているため、生体認</p>

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
森委員 デジタル戦略課 森委員	<p>証を行っているシステムについては、部署異動については3月31日のタイミングで切り替わるという形になっている。</p> <p>そのときに、速やかに抹消あるいは登録を実施しているという認識か。おっしゃるとおりである。</p> <p>承知した。</p> <p>実は大変な作業であると考えている。私自身も経験上、直接私がやっていけるわけではないが、経験がある。市役所でその作業を担当している職員は夜通しの作業になるのでは。これもあえて質問した。こういうことは可能な限り速やかに行ってもらうことが趣旨かと思うので、よろしくお願ひしたい。</p> <p>以上である。</p>
森会長 今枝委員	<p>他の委員の方、質問等があればお願いしたい。</p> <p>今回報告のあった変更事項は特に異存はないが、評価書の25ページの委託先の記載について、再委託しないというところもあれば、するとしているところもある。25ページに、再委託の場合の規定の内容というのが下段の方に記載があり、許諾条件はそれでいいかと思うが、処理状況の報告について、隨時に必要な報告、必要があると認めるときは実地の調査、との記載がある。何か事が起こってから調査というのでは、なかなか遅いのではないか。特に、特定個人情報という、通常の個人情報より更に重要なものではあるので、隨時というのが、本当にどのぐらいの頻度で行われているのか。もしそれほどということであれば、年何回、と具体的に決めた方がよいのではないか。その辺りは、実際どういった方法で実施しているのか。</p>
市民税課	<p>再委託先の実地検査については、指摘のとおり、明確な頻度は決められていない。実際には、4年前に1度再委託先の現地確認は実施している。</p> <p>その後は、委託先に、その都度管理状況の確認は行っているが、再委託先に直接赴いたのは4年前の1回だけである。</p>
今枝委員	<p>委託先を通じた調査というのは、許容されているとは思うが。</p> <p>再委託していない委託先についても、定期的に行っているのかどうか、同様にあるかと思うが。</p>
市民税課	<p>委託先については、府内で業務を実施していることから、現状は月1回必ず会議の機会を設け、そこで情報共有や特定個人情報の管理状況の確認は行っている。</p>
今枝委員	<p>再委託先の管理というものを、より徹底するよう留意いただきたいと考えている。</p> <p>以上である。</p>
森委員	<p>今の質疑応答の関連で、委託先は府内で作業をしているということだったが、このシステムはクラウドではないのか。府内なのか。</p>

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
市民税課	先ほどの委託先の説明は、今回のクラウドの話の委託先ではなく、郵送や入力について委託している業者についてのものである。
森委員	そういう意味ではなく、このシステムは日立システムズに委託されていて、日立システムズが委託されて運用しているところについての調査は、どうなっているのかという質問である。
デジタル戦略課	現行の委託業者の日立システムズは、本市の環境からしかシステムに接続することを許可していない状況である。システムのガバメントクラウドの運用監視的なものといった操作も全て本市の庁内のネットワークから確認している状況であるため、委託先の確認についても、現地が本市の庁舎内という形になっている。
森委員	つまり、日立システムズのところからリモート的にアクセスして、ということはできない仕組みにしているということか。
デジタル戦略課	おっしゃるとおり、現時点の構築環境においてはそれを許可していない状況である。
森委員 森会長	承知した。 評価書11ページに、これは委託先が日立システムズであるが、「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」に、庁内にあるシステム操作端末の直接使用または専用回線を介し、との記載があり、ネットワークを通じてもアクセスできるという表現になっているが、先ほどの説明と一致しないのではないか。
デジタル戦略課	専用回線の部分については、ガバメントクラウドへの接続自体が、本市の環境から専用線をつないでクラウド環境上につないでいるという状況である。システム自体が本庁内にあるわけではないため、専用線という表現を用いている。 ただ、操作・作業場所という点における監視は、本庁舎内で作業すると形になっているため、実施している環境は違うものという形での説明になっている。
奈良委員	評価書の審議が初めてで、分かりづらい点について質問する。 評価書の8ページの図において、住民と個人住民税システムのあいだで、特定個人情報と特定個人情報でない流れがあるが、この個人情報の定義とは。マイナンバーがついていない場合は、特定個人情報ではなくなるということでしょうか。
市民税課 森会長	おっしゃるとおりである。 評価書の8ページの図の右上に審査システム（eLTAX）、個人住民税申告ポータル、その下にマイナポータル申請管理があり、市・府民税申告書（電子）が今回追加されたということかと思う。 6ページの「システム7」とされている個人住民税申告ポータルが、8ページの図の審査システムについており、その下にあるマイナポータル申請

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	管理に接続されている。これは、審査システムにつながっているのではないかと思うが。図が一体になっているのは、機能の一部ということならよいのかもしれないが。マイナポータル申請管理が、6ページの「システム8」でっているのか。そうなると、これは少なくとも8ページの図の上の個人住民税申告ポータルのシステムと、今回のコアである個人住民税システムに接続されているのではないかと思うが、6ページの「システム8③他のシステムの接続」には、接続先が記入されていないというのは、どう理解したらよいのか。
市民税課	地方税ポータルシステムからマイナポータルに情報が来て、マイナポータル申請管理から直接基幹税務システム（個人住民税システム）にデータとして取り込むわけではなく、データをダウンロードして、こちらで入力するというような形になっているため、最終のデータの受け渡しとしては、基幹税務システムの方にはつながっていないため、6ページの「システム8③他のシステムの接続」には記載がない。
森会長	ということは、マイナポータル申請管理システムから、何かしらの媒体を使って、手動で個人住民税システムにデータを入力しているということか。
市民税課	そのとおりである。
森会長	DXの逆をいっているような気がするが、その趣旨や理由を教えてほしい。
市民税課	住民税申告データの受領というのは、全市区町村において必須対応となっているが、ファイルを基幹税務システムへデータとして取り込むシステム改修の実施については任意となっている。本市としては、電子申告の件数が少ないのであろうということを見込んでおり、今回は改修を行わない対応とした。今後電子申告の件数が増えれば、取り込みの電子化というのも検討はしている。
森会長	承知した。 ということは、今回の変更ではなく以前からということかもしれないが、個人住民税システムに入ってくるデータは全てその形式になっているのか。オンラインでデータが入ってくるものはないのか。ポータル以外の分で。
市民税課	ポータル以外では、例えば、別の国税連携システム、税務署から確定申告等のデータが来る場合は電子である。
森会長	それは、直接来るのか。承知した。 評価書の10ページ入手方法について記載があり、○をつけるようになっている。この電子記録媒体のところに、括弧書きで「フラッシュメモリを除く。」とわざわざ書かれているのは、国のフォーマットであるとは思う。それを見ていくと11ページ以降もチェックが入っていないが、評価書

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
市民税課	の後半のところで、システムにデータを入れる際にUSBメモリを使うという記載があった。このフラッシュメモリは、イコールUSBメモリのことだと私は理解しているが、ここでのフラッシュメモリとUSBメモリの定義がまず知りたい。もしフラッシュメモリとUSBメモリが同じであれば、整合性はどうなっているのか。
森会長	読み込みの際というのは、給与支払報告書等が事業所から提出されているものを想定しているが、この場合はUSBメモリ等で提出はされない、できないような形になっている。
市民税課	評価書24ページ「リスクに対する措置の内容」のところである。
森会長	失礼した。今回の分で、マイナポータル申請管理からこちらがデータを受信する際、情報を取得する際にそういったUSBメモリ等を使用して受信する可能性もあるため、この記載がある。
市民税課	そうすると、10ページの「特定個人情報の入手・使用」の説明が、このフラッシュメモリがUSBメモリと同じであれば、10ページの②入手方法のフラッシュメモリのところに○がないと駄目なのではないか。
森会長	現状としてフラッシュメモリとUSBメモリは別物であるとの認識だったが、ご指摘いただいた点は、全体をもう一度精査する。
市民税課	流れとしては、マイナポータルがつながっている端末は、直接個人住民税システムにはつながっていないため、そのつながっている端末にUSBメモリを差して、必要な情報を抜いて、入力を最後に行うということで、このような記載になっている。
森会長	実際の運用としておそらく問題はないのかとは思うが、特定個人情報になるため、この審議会で評価することであるから、文書に齟齬があると後から勝手に修正もできないと思うので、確認をお願いしたい。
市民税課	承知した。
森会長	他に意見等があればお願いしたい。
森委員	フラッシュメモリやUSBメモリについて、今回の評価書の記載に限らず、USBメモリやフラッシュメモリを、市ではどのような使い方をしているのか、あるいは一切使えないのか。一切使えないようにはおそらくなっていないという認識であるが、どういう使い方をしているのか。
デジタル戦略課	デジタル戦略課より、使い方というよりは、制御の仕方を説明する。
	ソフトウェアを導入して、使用しているネットワーク内の特定の端末に対して、特定のUSBとのパラメーター、紐づけを行って、その端末でしかUSBが差せないように、という形の設定を行っている。その管理については、どういった業務でこの端末にどのような内容のデータを入れるのか、担当課から申請があれば許可し、その期間接続の許可を与えて、実際の業務運用の中で実施しているところである。
森委員	私の考えを述べると、リスクを多く含んでいる部分があるため、可能な限

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
奈良委員 デジタル戦略課	り使う頻度を減らし、場合によっては全面的に禁止する。民間会社では、全く使えないようしているところもあると認識しているので、より厳しく運用することが必要と考える。 追加の質問になるが、持ち出す場合は別の許可がいるのか。 持ち出しは全く別の手続が必要となり、何を使ったかＵＳＢ自身に記録を残すということも必要としている中で、基本的には目的用途として外部へ出すものについては、それ専用の外部の持ち出しのＵＳＢで行う。内部でデータを移すというのは別の用途であるため、用途ごとにＵＳＢの役割というのを決めている。1つのＵＳＢで複数の用途、持ち出したり、中で連携したりという形は基本的には許可をしない運用である。
奈良委員 デジタル戦略課	持ち出すこと自体は可能なのか。 技術的には可能だが、日時の管理やＵＳＢの保管場所の話を本市のセキュリティポリシー上で指摘しているため、持ち出したタイミングで、異常に気づくことがあり得るかなと思う。
奈良委員 デジタル戦略課	例えば電車の中に置き忘れるというようなことは、茨木市の中で起きにくい対策を取り、起きないだろう設定になっているのかとは思うが、本当に起きないのか、若干心配ではある。持ち出した場合の途中の保管等について、他の市等では、対策を取っていても電車や車への置き忘れが起きているので、そのことについてどう強化していくのか。私も答えを持っているわけではないが。外部への持ち出しがゼロだったらよいが、外部に持ち出すこともあるということなので、市の考えを聞きたい。 現時点での持ち出しができるということは、先ほど説明したとおりである。持ち出しの際に必須としているのは、難解なパスワードの設定や、直接ハードディスクを読み取ることができないような技術レベルを持った、暗号化を持ったＵＳＢメモリしか使用することを許可していないという状況である。ご指摘いただいた持ち運び自身をそもそも頻度として極力少なくするような対策、クラウドサービスを利用したデータの転送等は、進めているものの、現実的にゼロにすることはできていない状況が事実である。現時点では、持ち出しするものについては、各職員が徹底した管理を行うことを義務づけている状況である。
奈良委員 森会長	できる対策はやっているということで承知した。 今回の評価書の修正以前から記載されていたのかもしれないが、特定個人情報の提供先が62件となっているが、別紙1「5. 特定個人情報の提供先一覧」には72件とある。例えば項目8及び9に市町村長との記載があるが、重複するものを数えると62件になるという理解でよいか。
市民税課 森会長	その点については、再度確認したい。 評価書の記載箇所がすぐ出てこないが、特定個人情報の提供先一覧には、知事や大臣という記載があったが、どこかの提供先の記載が市区町村や市

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	<p>町村だけの記載になっていて、都道府県等も記載する必要があるのではないか。今回の評価書の変更項目ではないかも知れないが、もう一度確認をお願いしたい。</p> <p>あと、データの消去とバックアップについての記載について、基本的には記載内容に特段問題ないと思っているが、市役所の範疇、中間サーバー・プラットフォームにおける範疇、ガバメントクラウドにおける範疇と、3つの記載がある中で、中間サーバー、特にガバメントクラウドは、茨木市が関与していないため若干表現が違ってもよいかと思うが、あるところではISO/IECに基づいて、あるところではNISTに基づいて、あるところでは暗号化消去する、というように書きぶりが異なる。実態に即して記載されているのならばよいのかもしれないが。特定個人情報を消す際には、その機械をどうするのかというのは、基本的に国際基準や国の基準があるならば、市役所の範疇でもそれに準ずる方が、個人情報の取扱い、特に特定個人情報の取扱いについてより適切なのではないか。実態としては問題ないとは思うが、情報の漏えいは今後何があるのか分からぬいため、より慎重な対応が必要かと思う。</p> <p>他に何か質問はあるか。質問がないようなので担当課は退席し、審議会で検討を継続する。</p> <p><質疑応答終了／担当課 退室></p>
森会長	<p>担当課が退室されたので、本件諮問について、どのように答申すべきかご意見を賜りたい。様々な意見が出たため、完全にこのままというわけにはいかないかと思うが、大きな修正等はないかと判断している。いくつか質問や指摘があった点については事務局で確認してもらい、大きな問題はないという形にしたいが、よろしいか。</p> <p><異議なし></p>
各委員 森会長	<p>それでは、本件議題の個人住民税賦課事務に係る特定個人情報保護評価について、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項に基づく第三者点検を実施した結果、その記載内容に特段大きな問題はないが、もう一度事務局において文書表現等については確認する形で認めたいと思うが、よろしいか。</p> <p><異議なし></p>
各委員 森会長	<p>それでは異議なしと認め、次の議題に進む。</p>
森会長	<p>【議題(2) 令和7年度上半期個人情報保護制度の運用状況について】</p> <p>それでは、議題(2) 令和7年度上半期個人情報保護制度の運用状況について、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>項番1 「保有個人情報の目的外利用・提供状況について」、保有個人情報の利用及び提供は原則として、事務の利用目的の達成に必要な範囲内に限</p>

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
	<p>られているが、個人情報保護法第69条に規定されている法令に基づく場合、本人の同意がある場合など、各条件に該当する場合に限り、利用目的の範囲外での利用提供も可能となっている。</p> <p>＜項番1の件数の読み上げ＞</p> <p>続いて、項番2「保有個人情報の管理の状況に関する監査について」、別紙1の監査実施計画書をご覧いただきたい。</p> <p>＜監査実施計画書の読み上げ＞</p> <p>このうち、1番目の障害福祉課と5番目のまち魅力発信課については、個人番号、つまりマイナンバーの利用事務の担当課のため、特定個人情報に係る事務総括であるデジタル戦略課と合同で実施している。各担当課の個人情報取扱事務を一つ選定し、当該事務における保有個人情報の取扱いについて重点的に監査を実施している。</p> <p>続いて、別紙2をご覧いただきたい。監査実施計画書に記載したうち、令和7年9月に実施した4課について、監査責任者である総務部長・企画財政部長から、個人情報総括管理者である副市長に監査の結果を報告したものである。</p> <p>＜「保有個人情報等に関する監査の結果について（報告）」の「5 監査結果」の読み上げ＞</p> <p>指摘意見に対する対応について、各課からの報告書も参考に添付している。</p> <p>続いて、個人情報保護制度に関する研修について報告したい。別紙3「研修実施計画書」をご覧いただきたい。</p> <p>＜研修実施計画書の読み上げ＞</p> <p>研修に係る今年のテーマについて、内部事務の手続の部分であって、そういう手続をほとんど行うことのないような職員、対象者2の(1)イに掲げているような職員については、個人情報保護の基礎と、実際にありそうな事例をベースに、○・×を問うような内容で別立てとしている。</p> <p>理解度テストは、以前100点が取れるまで繰り返し行うのが効果的ではという意見をいただいたので、今回は、全問終了後に間違えた問題のみ再出題するというような作りにした。市で使えるシステムなど技術的な問題があり、全部正解するまで永遠にループする仕組みの構築までは難しかったが、間違えた分を最後にもう一度確認するというところで、一定の知識の定着を図ったところである。理解度テストの冒頭では、氏名・所属等を入力させており、受講状況を把握し、未受講者への呼びかけも行っていきたいと考えている。11月14日に各課へ通知をし、年末までが受講期間である。</p> <p>また、来年の1月に、在職2年目になる職員を対象に、座学形式で個人情報保護制度に係る研修を実施する予定である。</p>

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
森会長	<p>以上である。</p> <p>では、項目が3つに分かれているため、「1 保有個人情報の目的外利用・提供状況について」の報告について、何か質問等はあるか。</p>
各委員	特になし。
森会長	「2 保有個人情報の管理の状況に関する内部監査について」、何か質問等はあるか。
今枝委員	<p>別紙2「保有個人情報等に関する監査の結果について(報告)」の「5 監査結果」のうち、(1)の障害福祉課が、特定個人情報の監査対象課だが一番指摘が多い。また、「イ 意見」欄に「実地検査の実施」という意見があるが、細かい内容が「保有個人情報等に関する監査結果に係る対応について(報告)」の確認項目44のことと思っていて、まさに外部委託先に係るものができるなかつたのかなと。これについては、きちんとご指導いただく必要があるかなと考えている。</p> <p>あと、研修の未受講者に対する意見が、多くの課にあるが、フォローアップをした後の報告は監査部署にくるのか。</p>
事務局	今年度の研修については、現在実施をしているところである。この監査自体は9月に実施をしたもので、監査の質問自体は前年度の研修について問うたものであって、昨年度の受講状況を確認して、意見としている状況である。今回監査をしてみて、昨年実施した研修を受講できていない方もちらほらいることが分かったため、今年度は、未受講者のフォローアップを一定していきたいため、受講状況を各課にフィードバックしていく方向で考えている。
今枝委員	受講できていなかつた方には、受講していただいた上で、きちんと報告がなされるとお聞きしていいのか。
事務局	前回の研修を受けるというよりも、今年度の研修が今始まっているため、今年度の研修を受講すれば、それをもって、この監査の指摘事項はクリアと考えてもいいのかなと。研修は年1回実施しているので。
今枝委員	3年ごとに違う内容を研修されているようなので、そこは受けていただいた方がいいと考える。
森委員	「保有個人情報等に関する監査結果に係る対応について(報告)」の障害福祉課の項目29、項目33において、大量のダウンロードや暗号化について指摘されているが、障害福祉課は「措置を講じるよう受託者に要望します。」と書いている。要望するのはいいが、これはいつできるのか。あるいは、できたかどうかは、どういう形でフォローしていくことになっているのか。
事務局	現実的に対策ができるのかどうかが、実は、不透明なため、要望するという表現にしている。もちろん対策すべきであると承知しているが、対応できるシステムを再選定するといったことも、実務上難しいというところが

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
森委員	<p>ある。大量ダウンロードの防止に係る措置以外の方法でも、何か不正アクセスを防ぐ対策ができるのであれば、それでも構わぬことは申し伝えている。その内容を踏まえ、一旦業者と調整してもらって、なるべく沿うような形で何か対策をできないかと考えており、このような表現に留めている。</p>
事務局 森会長	<p>別に今すぐやらなければいけないという話ではないと思っている。ここに書いてあることで言うと、「要望します」と書いてあるということは、今、お話をあったように、次回のこの仕組みを更新するときには、この要件を盛り込みます、あるいは、盛り込んであるところを選定します、そういうことと理解する。今日、明日という話ではないと思うが、そこはぜひフォローをお願いしたいなと思う。</p> <p>承知した。</p>
事務局 森会長	<p>今の話に関連するが、障害福祉課の、例えば項目1の「対応・今後の方針」欄に「一致させます。」とあり、「対応完了(予定)日」に「10月31日」と書いているのは、これは10月31日に対応させたという理解で合っているか。</p>
事務局 森会長	<p>そのとおりである。</p> <p>そうすると、同じような指摘が他の課にもあったかと思うが、他の課も全部法務で確認したということか。</p>
事務局 森会長	<p>他の課についても、基本的にその目録が一致していないという点については、後追いして、本課の方でも確認している。</p> <p>商工労政課に対しては、項目1において、目録の内容が最新の事務手続と一致していなかつたため、改めるよう言ったところ、「修正する箇所がありませんでした。」という回答になっているが、そうすると指摘が間違っていたということになる。どういうことか。</p>
事務局 森会長 奈良委員	<p>実際に実地検査に行って、目録自体を確認させてもらって、実務の流れはどうなのかという話を担当課としたときに、その時点では、不一致だというような結論になった。それが解消されないまま、こちらとしては指摘とした。しかし、指摘を受けて担当課の方でもう一度実務等の精査も行ったところ、実際には不一致ではなく、一致していることが判明したため、このような書き方になっている。</p> <p>理解した。その他何か質問等はあるか。</p> <p>研修について、最後に確認テストをシステム上でされるということか。ということは、個別の監査のときに指摘せずとも、受講していない人は、リアルタイムでわかるかと。直接リマインドをした方が実践的ではないか。</p>
事務局	<p>前回が初めての試みだったため、システム等手探りの部分があった。研修を受講した人の把握はできていたのだが、部署によって個人情報を扱わない業務に従事している人もいることから、対象者をこちらでも明確に把握</p>

議事の経過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
森会長	<p>できていないということもあって、あえて未受講者の通知まではしていなかった。しかし、それだと受講漏れが出ることが今回監査をして分かったので、今年度からは通知をしていきたいと考えている。</p> <p>今回各課が最初に指摘されている、一部目録の内容と最新の事務の不一致について、監査に係る過去の報告のところで、市の全部署に対して、監査云々は関係なく、もう少し見直しについて周知徹底する必要があるのではないかという意見をしたと思う。今回、4課しか報告はないが、残念ながら多くの課が指摘されているので、監査云々関係なく、市役所として、もう一度、周知徹底をしていただく必要があると、指摘をしておきたい。</p> <p>最後の「3 個人情報保護制度に関する研修について」、質問もしくは意見はあるか。先ほど関連した意見、質問等をしていただいたところだが。事務局から、先ほど説明いただいたが、以前の審議会において、その方法について意見や質問が出たところを踏まえて改善をしていたところはとても良かったと考える。</p> <p>監査に関連して話が出たが、現在実施している研修については、未受講者についての対応も進展していると思っている。</p>
各委員	特になし。
森会長	それでは、追加の質問等がないため、令和7年度上半期の個人情報保護制度の運用状況について、審査会として報告を受けたこととする。
森会長	【議題(3) その他】
事務局	<p>事務局から何かあるか。</p> <p>現在予定されている諮問案件はないため、このまま特に新規の案件がなければ、来年の5月中旬以降に会議を開催することを考えている。</p> <p>また、前回の会議でお伝えしたが、現在市民委員が1人欠員となっているところ、来年1月に再度公募手続を予定している。</p> <p>事務局からは以上である。</p>
森会長	今回の議事録については、事務局に整理してもらった上で、私に最終確認してもらうという形でよろしいか。
各委員	<異議なし>
森会長	それでは、これをもって本日の議題についての議事が終了したので閉会とする。
	【閉会】
	以上